

教育実習を希望する卒業生の皆さんへ

◎「高等学校教諭普通免許状」取得のために、本校での教育実習を希望する卒業生は、以下の内容にしたがって教育実習を申し込んでください。

1. 教育実習生の条件

- ①原則として、本校（旧開成高校を含む）の卒業生のみとします。
※IB 専攻、IB 校の教員を目指す人も可能な範囲で受け付けることがあります。
- ②「高等学校教諭普通免許状」取得のための教育実習です。
- ③「中学校教諭普通免許状」取得も考えている場合は、大学に免許状の申請が可能かどうかを確認の上、申し込みをしてください。
- ④原則として申し込み順に教育実習を許可しますが、各教科における指導可能人数を超えるなどの理由により、申し込み期間中であっても受け付けできない場合があります。
- ⑤実習は中等教育学校となり、一部受け入れできない教科・科目もありますので、必ず事前の問い合わせをしてください。

2. 教育実習の時期・期間

- ①教育実習は毎年5月初旬から開始します。
- ②教育実習期間は、2週間または3週間です。

3. 教育実習の申し込み手順

- ①受付は、教育実習を希望する年の前年の4月22日～6月28日です。期間外には受け付けできませんので注意して下さい。
※上記 IB にかかわる卒業生以外からの問い合わせは6月3日以降の受付となります。
例) 2025年5月に教育実習を希望する場合→2024年の4月22日～6月28日が申し込み期間
※連絡先 011-788-6987
※受付時間 平日 9:00～16:30(12:15～13:00を除く)。土日祝休校日は不可。
- ②最初に「教育実習を希望する教科主任の教諭」に連絡をして教育実習の可否について確認をします。
- ③次に「教育実習担当教諭」と申し込みのための来校日時を打ち合わせしてから来校して下さい。突然来校して申し込みをしようとしても受付できません。
- ④来校時に『教育実習申込書』を作成し、その場で提出していただきます。押印する箇所がありますので、印鑑を持参して下さい。

4. オリエンテーション

- ①事前のオリエンテーションはありません。教育実習初日の午前中に本校で行います。
- ②教育実習が始まる前（4月中旬頃）に、主な教育実習中の日程や注意事項を記載しているプリントを『教育実習申込書』に記載している住所に送付します。